

申告は、早めに、正しく！



申告会場開設期間 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜日を除く)

申告会場は混雑することがあります。所得税及び復興特別所得税の確定申告は電子申告(e-Tax)や郵送(茂原税務署あて)での申告をお勧めします。国税庁のホームページで確定申告書が簡単に作成できます。

申告の期間・受付場所 および受付時間

窓口での申告相談および申告書の受付は次のとおりです
(土・日および祝日を除く)。

◆市・県民税の申告(茂原市役所のみ受付)

- ・1月以降～2月14日(金)
- 2階市民税課窓口
- ・2月17日(月)～3月17日(月)
- 市役所市民室・本納支所



(会場=市役所市民室)
市役所市民税課
〒297-8511
茂原市道表1番地
☎(20)1577 ㊟(20)1609



茂原税務署
〒297-8501
茂原市高師台1丁目5番地1 茂原地方合同庁舎2階
☎(22)2166

◆所得税及び復興特別所得税の申告

2月17日(月)～3月17日(月)
茂原税務署(市役所市民室・本納支所でも受付)

◆受付時間

- ①市役所市民室・本納支所 8時30分～17時

申告の際は、16時30分頃までに来庁されるようご協力をお願いいたします。混雑状況などにより、受付終了時間が変更

になる場合があります。市・県民税の申告は郵送でも受け付けています。収入・控除等の必要書類を同封して市市民税課へお送りください。

②茂原税務署(確定申告のみ) 9時～17時

税務署では、自書作成指導の他に、パソコンを使用して申告書を作成できるコーナーを設置しています。

なお、郵送または時間外収受箱に投函することにより提出することもできます。

※雑損控除を受けられる方や青色申告者、譲渡所得者(土地や建物等の不動産、ゴルフ会員権や株式等の資産をお売りになった方)は市役所では受け付けていませんので、税務署で申告してください。

※税務署では、1月6日(月)から消費税の申告書・所得税及び復興特別所得税の還付申告書の提出を受け付けています(土・日および祝日を除く)。

※例年3月10日頃を過ぎると、窓口が混雑します。申告は早めに正しく済ませましょう。

申告の受付について

申告書は、納税者が自分で作成し、提出していただくことを原則としています。提出のみの方は待ち時間なしで優先的に受け付けます。

市役所や税務署では、記載方法をアドバイスする「自書作成指導」を行います。

医療費の合計金額、農業・事業所得などの収入・経費計算は必ず自分で計算しておいてください。

申告には、「所得税及び復興特別所得税の確定申告」と「市・県民税の申告」の2種類があります。

確定申告は、所得税及び復興特別所得税を精算するための申告です。医療費控除などの還付申告も確定申告のひとつです。確定申告をする時、市・県民税の申告についても申告したことになります。

また、確定申告の必要はないが、市・県民税を計算するために申告が必要になる場合があります。この申告が、市・県民税の申告です。

なお、給与所得者で年末調整が済んでいる方は、所得税及び復興特別所得税が精算されていきますので申告の必要はありません。

申告に必要なもの

①印鑑	・認印でも可(朱肉を付けるもの)
②収入を証明するもの	・源泉徴収票(給与、公的年金等) ・営業等、農業、不動産の収入があった方は、収入と必要経費が分かる書類や帳簿、領収書など ※あらかじめ収入と各経費を計算しておいてください。 ・支払調書(配当、原稿料等) ・株式の年間取引報告書
③控除を証明するもの	・国民年金保険料の控除証明書 ・国民健康保険税、後期高齢者医療制度保険料の領収書や口座振替納付済通知(平成25年中に支払ったもの) ・生命保険料、地震保険料の控除証明書 ・障害者手帳
④そのほか	・本人名義の通帳 ・筆記用具、計算機など